

安心等の評価方法(案)

1. 安心等の地域の理解を得るための共通事項

指定廃棄物最終処分場等の施設整備に必要な面積を満たす土地の自然的条件や社会的条件は、その地域により特徴が異なる。そこで、公表されている情報を整理することで、自然的条件や社会的条件を明らかにし、地元関係者の理解を得られやすい場所を選定するための評価項目とする。

有識者会議での議論を踏まえ、評価項目として、1)自然度、2)水源との近接状況、3)生活空間との近接状況、4)指定廃棄物の保管状況とする。なお、アクセス性や土地の権利関係の事項は、補足的な評価事項として位置づける。

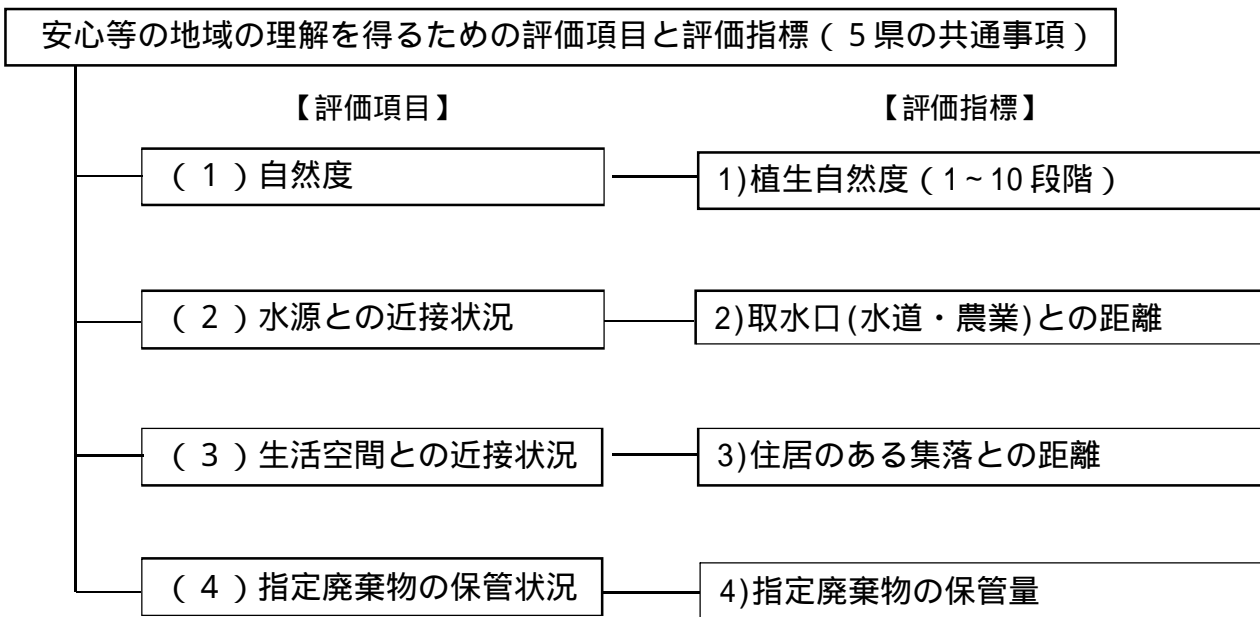


図1 安心等の地域の理解を得るための評価項目と評価指標（5県の共通事項）

2. 安心等の評価に関する各指標について

(1) 自然度

- 植物社会学的な観点から、群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入された植生自然度（1～10段階）によって評価する。
- 植生自然度の評価の参考とする知見として、環境省による「第2 - 5回植生調査 1 / 5万植生自然度図（昭和54～平成10年度）」、「第6 - 7回基礎調査 1 / 2.5万植生自然度図（平成11年度～）」を活用する。また、併せて、必要に応じ空中写真の利用、専門家による確認等を行い、植生に変化がないか確認する。

(2) 水源との近接状況

- 対象とする水源の種類は、水道用水、農業用水とする。
- 水道用水と農業用水を取水している表流水や伏流水を対象とした取水口と候補地の距離で評価する。地下水については、水道水源となっている場合には、水道の取水施設と候補地の距離で評価する。
- 水源との近接状況の評価にあたっては、厚生労働省の水道地図、及び農林水産省の農業基盤情報基礎調査のGISデータを活用する。

(3) 生活空間との近接状況

- 住居のある集落と候補地の距離で評価する。
- 住居のある集落は、総務省統計局による平成22年度国勢調査データのうち、500mメッシュで整理された人口データにおいて、人口が1名以上記録されているメッシュ内の建物を指すものとする。

(4) 指定廃棄物の保管状況

- 市町村内の指定廃棄物の保管の有無や保管量を比較することで評価する。
- なお、市町村長会議の議論次第で重みづけを調整し、結果として重みがゼロになることもありうる。
- また、市町村長会議の議論によっては、複数の市町村が関係する広域的な公共事業(上下水道、ごみ処理)から発生する指定廃棄物については、当該指定廃棄物を保管している市町村だけでなく、関係している市町村に応分の割り戻しを行う。

3 . 安心等の候補地に関する評価方法について

安心等の候補地の選定に関する4つの項目ごとの評価方法としては、適性評価方式、総合評価方式があり、それぞれの評価方法の特徴は以下のとおり。

適性評価方式

4つの項目ごとに評価基準を定めて、候補地について、その評価基準に適合する否かの絶対評価を行い、4つの項目に関する の総数で順位付けを行う方式。

長所 評価の判定が明確であり、絶対評価により評価を行うため複数候補地の中で好ましい箇所を見だしやすい。

短所 評価が2段階しかなく複数候補地の中で最も良い候補地を選定することが難しい。

総合評価方式

4つの項目ごとに3～5段階程度の評価基準を定めて、候補地について、項目ごとの評価点をつけて総和した得点の高い候補地から順位付けを行う方式。

長所 絶対評価により評価を行うため、候補地ごとのきめ細かい評価ができる。

短所 得点の根拠となる段階毎の評価基準設定が容易ではない。

候補地の選定にあたっては、安全等が確保できる地域、地域特性に配慮すべき事項を最大限尊重した地域、必要面積が確保される土地の順で抽出した後、対象となる土地の数が2桁を超えて多く残った場合は、適性評価方式により、候補地として優先的に検討すべき土地の絞り込みを行う。

そのうえで、総合評価方式により最終的な候補地を選定する。

総合評価方式に関する4項目ごとの具体的な評価基準については、市町村長会議での議論や、有識者会議における議論を踏まえ県ごとに決定する。

また、4つの評価項目間の重み付けに関しても、市町村長会議で議論をいただき、重み付けを実施するかどうかについて県ごとに決定する。

なお、地元の意見の集約にあたっては、市町村長会議での議論に加え、市町村長に対するアンケート調査を行うことも考えられる。

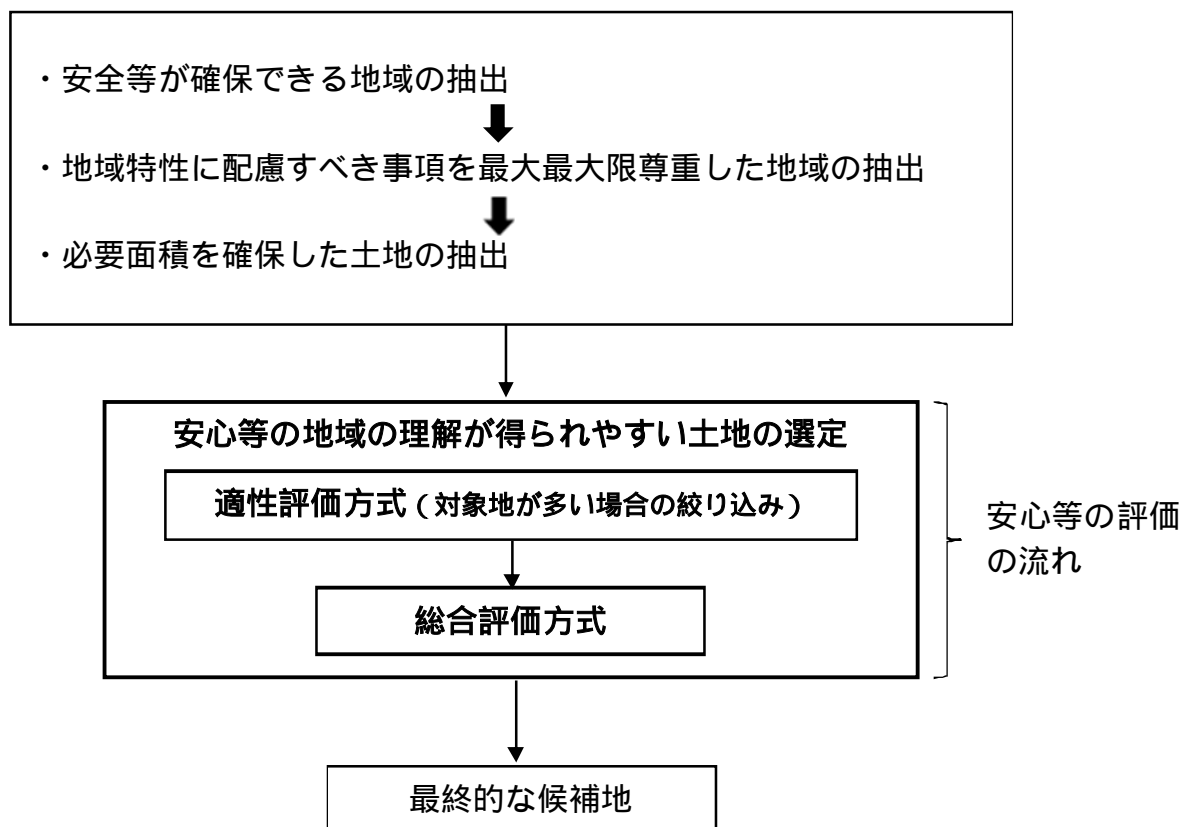


図2 安心等の評価の流れ

参考1. 植生自然度

植生自然度とは、「自然は人間の手のつけ具合、人工の影響の加わる度合によって、きわめて自然性の高いものから、自然性の低いものまで、いろいろな階層にわかれて存在する」という考え方に基づいて、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたものである。

自然度は、つぎの10ランクに区分される。

植生自然度一覧表

植生自然度	区分内容	
10	自然草原	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	自然林	エゾマツ・トドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	二次林（自然林に近いもの）	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	二次林	クリ・ミズナラ群落、クヌギ・コナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	植林地	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	二次草原（背の高い草原）	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	二次草原（背の低い草原）	シバ群落等の背丈の低い草原
3	農耕地（樹園地）	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	農耕地（水田・畑地） 緑の多い住宅地等	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典：自然環境保全調査報告書（第1回緑の国勢調査）（昭和51年）

以下に各植生自然度の例を示す。



植生自然度10（湿原）
自然草原



植生自然度9（湿帯落葉樹林）
自然林



植生自然度 8 (ミズナラ二次林)
二次林 (自然林に近いもの)



植生自然度 7 (コナラ二次林)
二次林



植生自然度 6 (カラマツ人工林)
植林地



植生自然度 5 (草原)
二次草原 (背の高い草原)



植生自然度 4 (シバ草原)
二次草原 (背の低い草原)



植生自然度 3 (果樹園)
耕作地 (樹園地)



植生自然度 2 (畑)
農耕地 (水田・畑) 緑の多い住宅地等



植生自然度 1 (都市)
市街地・造成地等

参考2. 県の廃棄物処理施設設置等の指導要綱

県名	基準名称	水源との近接状況	生活空間との近接状況
宮城県	産業廃棄物処理施設等の立地等に関する基準 産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱		立地環境 (1) 最終処分場について、施設計画等協議書の提出時に次の条件を満たすこと。 イ住宅、店舗その他これらに準ずる建物に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね50m以上であること。 ロ学校、病院、診療所、図書館又は社会福祉施設に係る土地の敷地境界からの距離が、おおむね100m以上あること。 説明の対象となる住民等の範囲は、市町村長と協議
茨城県	廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査要領	同意取得の対象者 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲は、次のとおりとする。 ウ処理施設の排水等を放流する水路等の管理者	定義 (6)地元住民等：処理施設が設置されることにより生活環境上影響を受ける恐れのある住民で、原則として、敷地の境界から、300m以内に日常生活上使用する土地、住居、工作物を有する者。 (7)周辺住民：処理施設が設置される敷地の境界から、300m以内に居住する住民(事業所を含む。) 同意取得の対象者 同意の取得を必要とする地元関係者の範囲は、次のとおりとする。 ア周辺住民 事前審査の手続き (1) 事業計画概要書の提出等 事業計画者は、市町村長の指導に基づき地元住民等に対する説明会を開催し、その結果を書面により市町村長に報告するものとする。
栃木県	栃木県廃棄物処理に関する指導要綱	同意の範囲 廃棄物の処理に伴う排水がある場合は、当該排水を放流する地点から下流500m以内の利水権者	関係地域 処理施設の敷地、処理施設の敷地から500m以内の区域及び処理施設への搬入専用道路から50メートル以内の区域を含む自治会等の区域 関係住民 関係地域に住所を有するもの 説明会の開催 事前協議書の提出前に、関係住民に対し関係地域（関係地域の近隣の地域を含む。）内において当該事業計画についての説明会を開催するものとする

県名	基準名称	水源との近接状況	生活空間との近接状況
			<p><u>環境保全協定の締結</u> 関係地域内の自治会等と環境保全協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる同意のいずれかを得た場合は、この限りでない。 (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合における、知事の指示する内容による関係住民（世帯主に限る。以下この条において同じ。）の4分の3以上の同意 ア関係地域において、自治会等が存在しない場合 イ協議者が、関係住民に十分な説明を行ったにもかかわらず、協議者の責めに帰さない事由により協定の締結ができないと知事が認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 500m以内の区域を含む自治会等の区域に住所を有する住民に対して説明会の開催が必要 ・ 500m以内の区域を含む自治会等と環境保全協定を締結するか、関係地域に住所を有する住民の3/4以上の同意が必要
群馬県	群馬県廃棄物処理施設の事前協議等に関する規程（平成25年4月1日施行）	<p><u>立地基準</u> 設置者等は、次に掲げる条件に適合するよう廃棄物処理施設等の立地を計画しなければならない。 二最終処分場にあつては、水道法（昭和三十二年法律第一百七十七号）第三条第二項に規定する水道事業の水源、同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する水道の水源又は同条第六項に規定する専用水道の水源の敷地の境界からの距離が、500m以上あること。</p>	<p><u>立地基準</u> 設置者等は、次に掲げる条件に適合するよう廃棄物処理施設等の立地を計画しなければならない。 三焼却施設及び最終処分場にあつては、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる都市計画法に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域又は公営住宅団地の境界からの距離が、100メートル以上あること。</p>
	群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規程に係る合意書の取得範囲	<p><u>協議者が行う合意書の取得対象</u> (5) 廃棄物処理施設等からの排水等を河川その他水路等（以下「河川等」という。）に放流する場合（雨水のみを雨水排除溝等によって排水する場合その他これに類する場合で明らかに生活環境の保全上の支障がないと認められる場合を除く。）にあつては、排水の排出口の直下流おおむね500m以内の次に掲げる者の全員 イ河川等の管理者 ロ河川等の水利権者 ハ農業者等の河川等利用者 (6) 廃棄物処理施設等（最終処分場以外であつて、地下浸透防止措置が講じられている廃棄物処理施設等を除く。）が</p>	<p><u>協議者が行う合意書の取得対象</u> (2) 廃棄物処理施設等の敷地境界から20m以内に存する土地所有者等（複数の者が所有権又は使用権原を有している場合は、そのうち一名。以下同じ。）の全員 (3) 廃棄物処理施設等の敷地境界から50m以内の地域の生活の本拠として住民登録した者（複数の者が一の世帯を構成する場合にはその世帯主。以下「居住者等」という。）の全員 (4) 廃棄物処理施設等の敷地境界から300m以内の地域の居住者等の五分の四以上の者</p>

参考3. 水道地図

水道水源（開発水、河川自流、伏流水、浅井戸、深井戸、湧水）の取水口からの距離を評価対象とする。

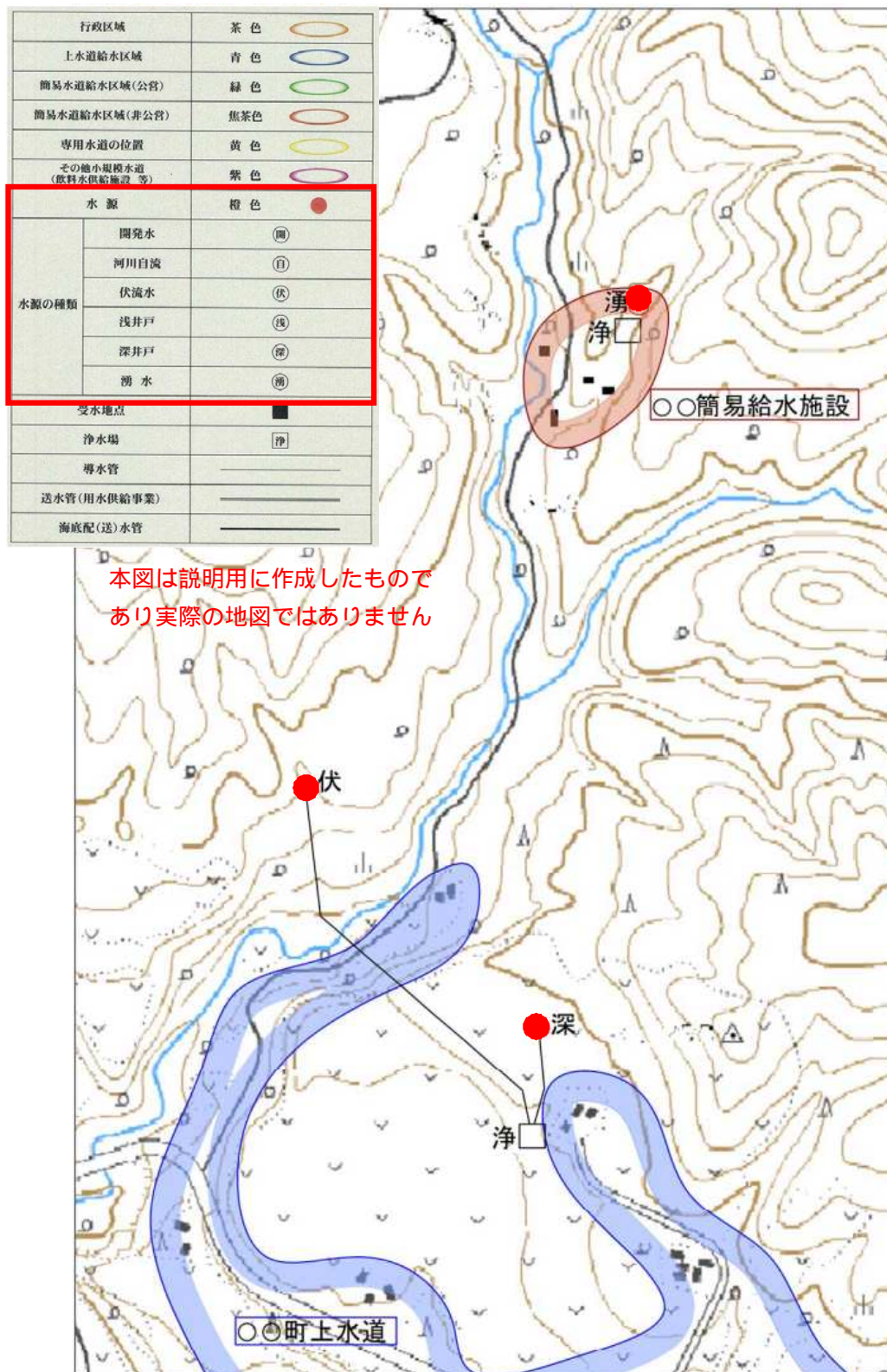


図 評価に使用する水道地図の例

参考4. 農業基盤情報基礎調査

水利点（頭首工等の取水関連施設）及びため池からの距離を評価対象とする。

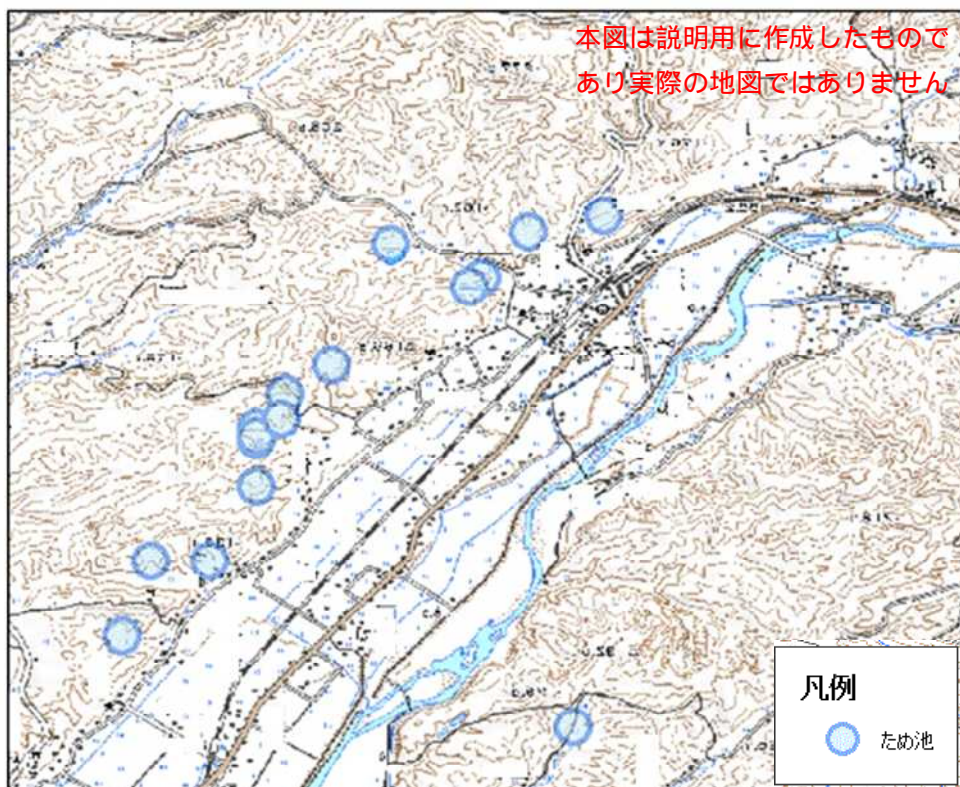
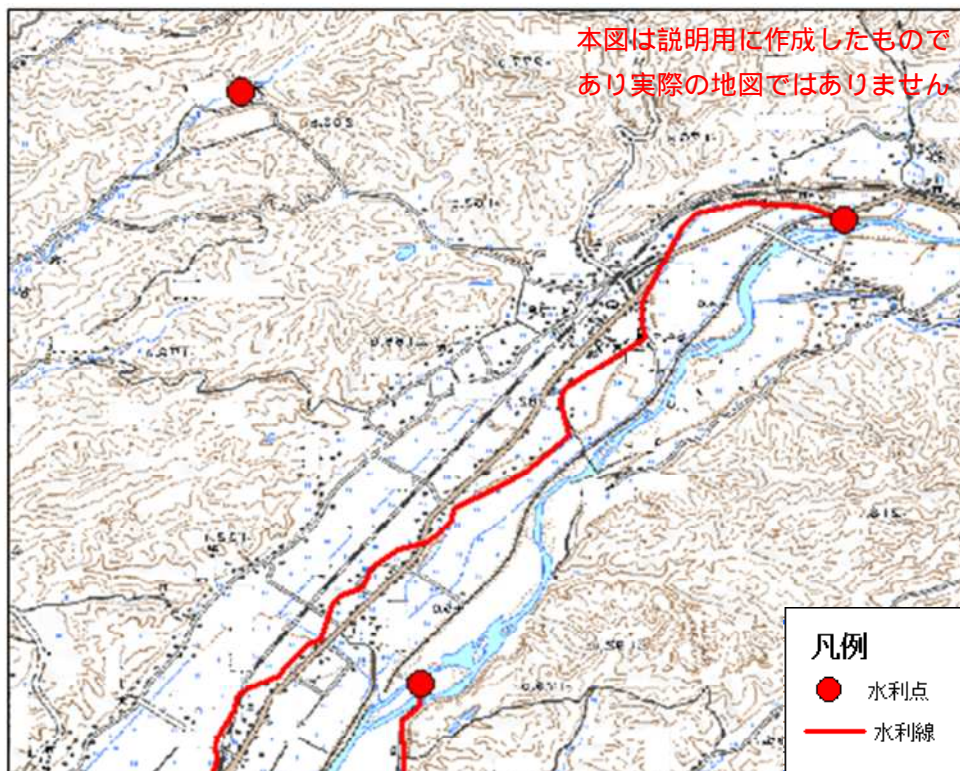


図 評価に使用する農業基盤情報基礎調査 GIS データの例

参考5. 水源・生活空間との近接状況の評価例

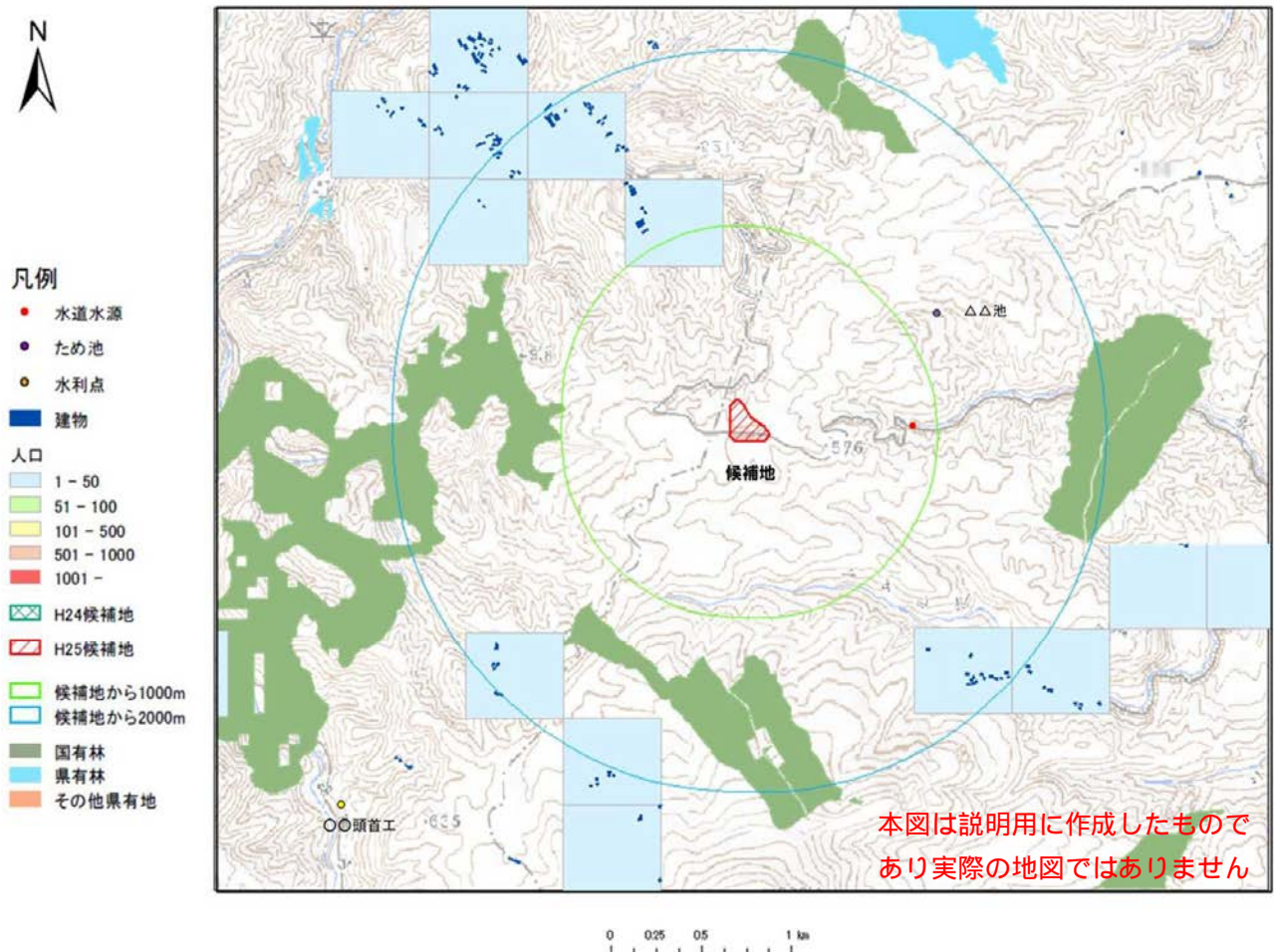


図 水源・生活空間との近接状況の評価図の例

参考6. 指定廃棄物保管量の割り戻しの考え方

一般廃棄物焼却灰

指定廃棄物となった焼却灰が、広域処理を行う焼却施設から発生したものである場合、平成23年度の直接焼却量実績に基づき、構成する市町村に応分の焼却灰量を配分し、当該市町村における保管量とみなす。

浄水発生土

指定廃棄物となった浄水発生土が、広域給水を行う浄水場から発生したものである場合、平成22～24年度(採用データにより年度は異なる)の給水量実績や契約水量等に基づき、受水した市町村に応分の浄水発生土量を配分し、当該市町村における保管量とみなす。

下水汚泥

指定廃棄物となった下水汚泥が、複数の市町村の下水を扱う処理施設から発生したものである場合、平成23、24年度(採用データにより年度は異なる)の下水処理実績や計画人口、処理面積等に基づき、排出した市町村に応分の下水汚泥量を配分し、当該市町村における保管量とみなす。

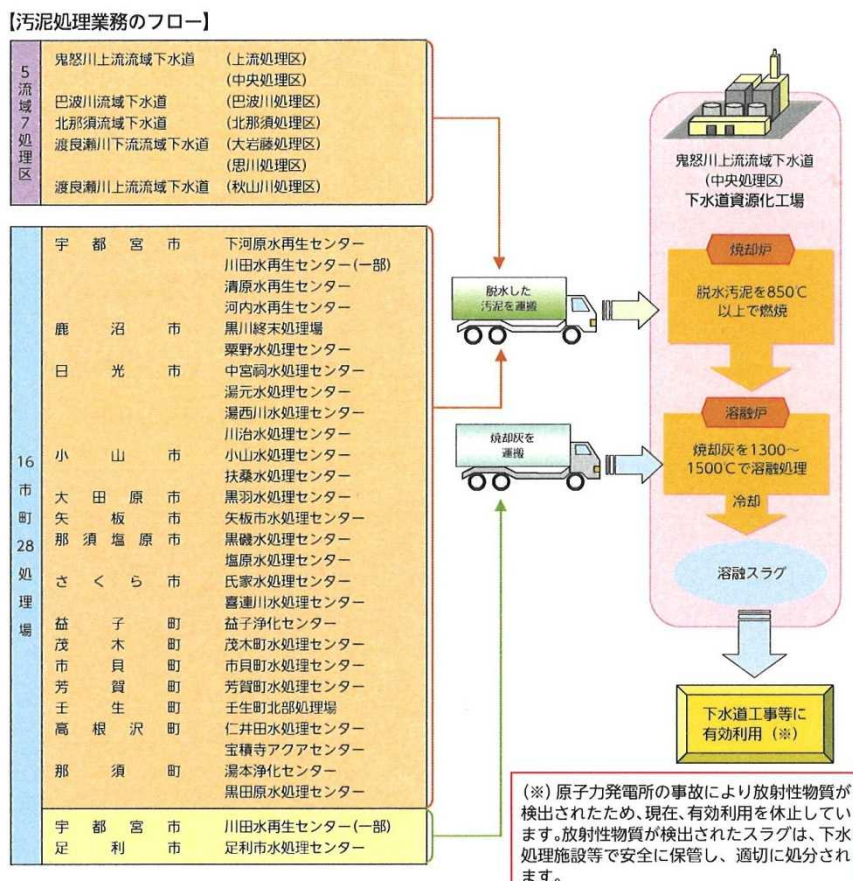


図 (例) 栃木県内の下水道資源化工場に関する下水汚泥処理フロー
出典：とちぎの下水道

【割り戻しの計算例】

例えば A 市に存在する県営浄水場が A 市、B 町、C 村に広域給水を行っており、当該浄水場から発生した浄水発生土（100t）が、A 市に保管されている場合であっても、以下の計算により受水した市町村に応分の浄水発生土量を配分し、当該市町村における保管量とみなす。

・ A 市の契約水量：5,000[m³ / 日]

・ B 町の " : 3,000[m³ / 日]

・ C 村の " : 2,000[m³ / 日]

合計 10,000[m³ / 日]

・ A 市の浄水発生土保管量： $100[t] \times 5,000[m^3 / 日] / 10,000[m^3 / 日]$
= 50[t]

・ B 町の浄水発生土保管量： $100[t] \times 3,000[m^3 / 日] / 10,000[m^3 / 日]$
= 30[t]

・ C 村の浄水発生土保管量： $100[t] \times 2,000[m^3 / 日] / 10,000[m^3 / 日]$
= 20[t]